

【参考資料】

●若者、子どもの参画と担い手育成の更なる推進

●子どもたちの参画機会の保障に関する条文の追加

【瑞穂市】

第7章 参画及び協働

（参画）

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

（協働）

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

【解説】

第15条では、市民主体のまちづくりを進める上で大切なことは、透明性、かつ、公平性の高い制度により、市民が参加し、及び参画をしやすい環境を整備することが求められますが、それを規定しています。

第1項では、「参画」する機会を保障することにより、市の執行機関は、様々な参画の場を提供することが必要であることを定めています。

第2項では、参画すること又は参画できなかったことにより、不利益が生じないように市の執行機関が配慮しなければならないことを規定しています。

第18条では、「協働」については、第2条第5号において定義していますが、ここでは「協働」の仕組みづくりについて規定しています。

第1項では、市民から委任された市議会及び市の執行機関が行う行政だけでなく、市民、NPOなどの多元的な公共主体による多様なサービス提供が、市民ニーズとなっている現状を踏まえ、それら公共主体を「公共の担い手」として位置付け、ともに協働で市民ニーズに対応するまちづくりを進めることを規定しています。

第2項では、協働はあくまで市民の自主性のもとで進めるとの考えから、この規定を設けています。

第3項では、市民が参加及び参画を行いやすい環境を整備する一環として、市民意識の啓発や人材の育成を図るよう努めることを規定しています。

【岐阜県関市】

（子どもの権利）

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

〔解説〕

本状は、市民のうち、将に将来を担う子どもの権利について規定をする条項です。子どもの権利や次条の高齢者、障がい者等の権利は第5条の市民の権利に含まれますが、特別に、子どものまわりの市民がその権利を配慮する規定を定めることで、その権利の大切さを明らかにしています。生活弱者を市民、議会、行政が見守ることとまちづくりに参画できるようにすることを関市の独自規定として定めています。

子どもは市民の一員であり、関市の将来を担う重要な存在です。子どもの意見を行政が聞くことや、子どもが地域活動を行なうことなど、子どもの権利に関する条項をつくることにより、関市として「子ども」を大切にしていける姿勢を明確にしています。

なお、この条例では、まちづくりの子どもの権利の考え方を明らかにすることが目的のため、子どもの定義（例えば「子どもの権利に関する条約では18歳未満」と定義）はしないこととしています。

【岐阜県瑞浪市】

（子ども及び若者）

第9条 子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

2 若者（市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。

3 市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。

〔解説〕

子どもや若者は、学校生活や子育てなど忙しい時間を過ごしていますが、地域社会との接点が少ないのではないかという声もあります。子どもも若者も地域社会の一員であり、まちづくりの主体としての自覚を早い段階から育てていくことが、持続可能な地域社会をつくることにつながります。

子どもは地域の未来を担う大切な宝です。地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加し、意見を表明できる環境が望まれます。また、特に人口減少社会において、若者のまちづくりへの参画は次世代へとまちづくりをつないでいくために非常に重要です。

市は、子どもや若者が幅広くまちづくりに活躍できる環境整備をさまざまな手法で進めていきます。

【神奈川県平塚市】

（子どものまちづくりへのかかわり）

第11条 子どもは、社会の一員として尊重され、まちづくりにかかわることができます。

〔解説〕

「子ども」は「市民」に含まれていますが、自治を推進していく中で、あらためて子どもが社会の一員であることを明確にし、自治の担い手としてまちづくりにかかわることができるという基本的な姿勢を定めています。

子どもが、まちづくりに積極的にかかわることで、市政を身近に感じることになり、また、子どもを将来にわたる自治の担い手として大切に育てていくという平塚市の姿勢も示しています。

【三重県鈴鹿市】

（子どもの権利）

第6条 子どもは、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有することから、健やかに成長する環境を享受できるとともに、まちづくりに参加することができるものとします。

〔解説〕

子どもは、当然市民の一員であり、前条の権利を有していますが、子どもが次代を担う大切な財産であることを改めて認識するとともに、子どもの権利を守り、健やかに成長する環境をつくっていくことが、人に優しい、住みよいまちに繋がっていくとの考えから、特に「子どもの権利」を定めています。

なお、本条例における子どもは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」に準じて、18歳未満の市民と考えています。

また、ここに明記しています「生きる」、「守られる」、「育つ」、「参加する」の4つの権利についても、「児童の権利に関する条約」に基づくものとしています。

【石川県七尾市】

（次世代の担い手育成）

第27条 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの担い手である子どもが、ふるさととまちづくりについて学び、又はまちづくりに参加する機会を提供するよう努めるものとする。

〔解説〕

七尾市まちづくり基本条例をつくる市民会議から、盛り込むべき大切な考え方の一つとして提言があったものです。

将来のまちづくりの担い手である子どもや若者を大切にする姿勢をうたっています。子どもや若者が自分のふるさとやまちづくりについて学び、また、実際にまちづくりに参加する機会を提供するよう努めることを定めています。

【茨城県竜ヶ崎市】

（子どものまちづくりへの参加）

第7条 市民、議会及び執行機関は、将来のまちづくりの担い手であるこどもを社会の一員として尊重し、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。

〔趣旨〕

こどもは、「市民」の定義に含まれていますが、市ではこどもを社会の一員として、大切に育てていくという強い思いと姿勢を示していくため、「こどものまちづくりへの参加」について定めています。

〔解説〕

将来のまちづくりの担い手であるこどもに対して、市民、議会及び執行機関は、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できるよう、その環境整備に努めることを定めています。

ここでの年齢に応じた参加の形態としては、市政に対して意見を表明するなどの直接的なものに限らず、地域の行事や環境美化活動その他地域の伝統、歴史等に関わる活動のほか、社会体験、各種ボランティア活動など、様々な活動が想定されます。

こどもが自主的かつ積極的にまちづくりに参加することで、市民は市政をより身近に感じるとともに、未来志向のまちづくりの推進、さらには、次世代の人材育成にもつながります。

【参考】こどもの範囲（年齢）については、「児童福祉法」及び「児童の権利に関する条約」に基づき、満18歳未満を「こども」としたり、参政権を有しない年齢を「こども」とするなど様々な考え方がありますが、ここでは、年齢を特定することによって幅を狭めてしまわないよう、あえて年齢については規定せず、それぞれの年齢に応じた形でまちづくりに参加できることとしています。

なお、具体的な年齢を定める必要があるときは、その内容に応じ、個別の条例等で定めること。

【愛知県日進市】

（市民参加）

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの課程において、自主的に参加することができます。

2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

3 市民は子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。

【解説】

第2項では、選挙権を持たない子どもも、市民として市政に参加できることを規定しています。これにより、子どもの考えや意見を市政に反映するとともに、子どものころから市政に関心を持ってもらうことができると考えます。

※子どもの権利や参加の機会を保障するため、「日進市未来をつくるこども条例」を制定。

第3項では、子どもが市政に参加して役割を果たすために必要となる、周りの大人や地域の支援を規定しています。

【愛知県犬山市】

（学生の役割）

第7条 学生は、積極的にまちづくりに参加するとともに、犬山市を学びと実践の場として、その成果を地域に還元するよう努めます。

【解説】

市内には、名古屋経済大学があり、市内に居住しながら市外の大学、高等専門学校、専門学校などに通学している学生もたくさんいます。

市では、これまでも市政に関する計画や戦略などを策定する際に学生の参加を求め、その意見を参考にするなど、学生の存在を重視してまちづくりを進めてきました。

また、大学では地域連携センターなどを設置して、行政や事業者、各種団体との連携による取組が進められるなど、教育研究を通じた地域社会への貢献がますます活発化しています。

引き続き、学生が自らの意思に基づき積極的にまちづくりに参加するとともに、犬山市を自らの学びと実践の場としてもらい、その成果をまちづくりに活かせることを期待して、学生の役割を定めるものです。

なお、この条例では学生の定義を定めていませんが、主に市内に居住していて、学校教育法に定める下記の教育機関に在学している人と、市内に所在する下記の教育機関に在学している人を想定しています。

①大学（大学院、短期大学、専門職大学（平成31年度より）などを含みます。）

②高等専門学校

③専修学校の専門課程

※一般的に「専門学校」と呼ばれているのは、専修学校のうち専門課程を設置しているものです。

（子どもの参加）

第15条 市民、議会、行政は、子どものまちづくりに参加する権利を保障するため、子どもが年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参加できる機会を設けるとともに、参加しやすい環境を整えるよう努めます。

【解説】

まちづくりへの子どもの参加を推進するために、市民、議会、行政が行うべきことを定めています。子どもの頃からまちづくりに参加する、地域のことを大人と一緒に考えているという経験をすることが、自らのまちに対する愛着を持った市民を育てることにつながるという考えのもと、子どもの参加に関する条文を独立して設けています。

「子どもとは何歳までか」ということについては、年齢を特定することによって、幅を狭めてしまう可能性があるため、あえて定義せず、「年齢に応じてふさわしい形でまちづくりに参加できる」としています。様々な年齢の子どもが参加しやすくなるように、参加の方法を多様な形で用意するとともに、子どもが参加しやすい環境づくりとして、休日昼間にイベントや会議を開催することや、費用負担をできるだけ抑えるなどの配慮をする必要があります。

【滋賀県甲賀市】

（子どもの権利）

第8条 子どもは、生きる、守られる及び育つ権利を有するとともに、まちづくりに参加することができます。

【解説】

子どもにやさしいまちが、全ての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもも本市のまちづくりにそれぞれの年齢に応じて参加することで市政を身近に感じられ、将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することが期待できます。

なお、この条例における子どもは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」に準じて、18歳未満の市民を想定しています。

【鹿児島県出水市】

（子どもの健全育成）

第15条 子どもたちは、将来の出水市の自治を担う宝であり、市民、市議会及び市は、関係機関と連携して子どもたちの安全の確保と教育の充実を図り、子どもたちの健全育成に努めます。

【趣旨】

○本条は、市民、市議会及び市が関係機関と連携して、将来の出水市の自治を担う子どもたちの安全の確保と教育の充実を図り、健全育成に努めることを明らかにするために定めたものです。

【解釈・運用】

○本節における「子ども」とは、未成年のことを指します。子どもたちの安全確保と教育の充実及び健全育成には、市民、市議会及び市が、関係機関と連携して努めることが必要です。

○また、条文中の「市民」には、第2条の市民の定義には具体的に規定していませんが、学校、地域、家庭等も含まれていると解しています。

★策定検討委員会からは、出水市の将来を担っていくのは今の子どもたちであり、その子どもたちを健全に育てていくことが将来の出水市の自治の推進につながるという強い思いから、市民の章で「子ども」を第3節として「子どもの健全育成」と「子どもの権利」の2条にわたり提言を頂きました。

（子どもの権利）

第16条 子どもたちは、それぞれの年齢にふさわしい範囲で自治の推進に参加するよう努めるとともに、出水市の自治の推進に関し、自らの意見を表明する権利を有します。

【趣旨】

○本条は、子どもたちがそれぞれの年齢にふさわしい範囲で自治の推進に参加するよう努めるとと、成人は、選挙権を有し、審議会及び委員等へ参加の機会があるのに対し、子どもたちには通常そのような機会は与えられていないため、出水市の自治の推進に関し、自らの意見を表明する権利があることを明らかにするために定めたものです。

【解釈・運用】

○子どもたちの意見表明については、子どもたちがそれぞれの年齢にふさわしい範囲で自治の推進に参加することで、周囲の成人が、子どもたちの年齢や成熟度に合わせた配慮を行うことができると考えています。

○この条例では、条文中に年齢を制限する規定は設けていませんので、子どもたちの意見表明に関し、第24条の市民参画の推進に基づき、事案の性質や影響を考慮しながら、子どもたちへも参画の機会を提供することや、第26条の意見、要望等の処置などの規定に基づき、子どもたちからの意見等に対しても、適切な対応が求められると考えています。

○また、第33条に規定する住民投票については、住民投票の対象として将来の出水市に関することと考えられることから、その都度資格要件の年齢を決めることができる個別型の住民投票を規定しています。このため、住民投票の内容により、子どもたちにも意思表示ができるよう配慮を行う必要があります。

【北海道ニセコ市】

（満20歳未満の市民のまちづくりに参加する権利）

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

【解説】

● 満20歳未満の青少年及び子どもにも、その年齢に応じた参加の形態が必要であり、その意見は町の重要な財産となる。こうした子どもたちの参加の権利が保障されるべきであると考えた。

● 大人たちによるまちづくりの成果は、子どもたちも直ちに享受するものである。一方で、子どもたちへの刑事罰適用年齢を下げながらも、その政治的な参加を求めている。罰することを優先させるのではなく、子供たちの声を大人たちが真剣に聞き、まちづくりに反映させる仕組みが今後の日本に必要である。

● 子どもたちの参加は、形式（表面）的または一時的な参加ではなく、日常生活や教育現場の中から恒常的に繰り返されることが重要であり、そのための仕組みづくりを進めなければならない。場合によっては、町民投票の有資格者になることも考えられる。

● 第2項は、本条例の二次見直し時（平成22年3月）に追加。

● 子どもたちの参加は、形式（表面）的または一時的な参加ではなく、日常生活や教育現場の中から恒常的に繰り返されることが重要である。つまり、この項の追加の目的は、子どもの参加の制度保障の意味合いがある。すなわち、この制度保障が、子どもたちの権利をより明確化させ、まちづくりへの意見をより反映させることにつながると考えたからである。

○「20歳未満の市民」とは、青少年及び子どもをいう。未成年で結婚し仕事にも就いているが参政権がないという青年層から、小学生・幼児まで幅広く捉える。

○民法上の未成年者の権利能力との整合性

本条の権利は、あくまで「まちづくり」への「参加権」である。従って、民法上の効力とは別の概念であり、競合しない。

○「子供の権利条約」を基本

本条は、1994年に日本政府が批准している「子供の権利条約」を理念の基礎とし、その権利の具体化を図ったものである。

「子供の権利条約」 1994年日本政府批准

第12条（意見表明権）

締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるあらゆる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。

※ 本条例の当初の条文案には「成熟度に応じ」という言葉が「子供の権利条約」に準じて盛り込まれていたが、障害を持つ人への差別と受け取られる恐れがあるため、本条例からは削除した。

【愛知県高浜市】

（子どものまちづくりに参加する権利）

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【北海道北見市】

（子どもの権利等）

第8条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有する。

2 子どもは、地域社会の一員として、まちづくりに参加する権利を有する。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行うものとする。

【石川県野々市市】

（人材育成）

第12条 市民、議会及び行政は、地域、学校及び職場など様々な場所において、市民のまちづくりに関する学習の機会の確保に努め、まちづくりの担い手の発掘及び育成に努めます。

2 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの担い手である子どもが、ふるさととまちづくりについて学び、まちづくりに参加する機会を提供するよう努めます。

【愛知県一宮市】

（子どもの参加の機会の保障）

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければならない。

【岩手県奥州市】

（子どもの権利）

第8条 子ども（満18歳未満の市民をいう。以下同じ。）は、健全に成長する権利を有するとともに、自らの個性と能力に応じ、適切な指導及び教育を受ける権利を有する。

2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、成長に応じて市政に参加する権利を有する。